

議案第八十二号

港区立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例を廃止する条例  
右の議案を提出する。

令和元年九月十二日

提出者 港区長 武井雅昭

港区立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例を廃止する条例  
港区立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例（昭和五十三年港区条例第十七号）は、  
廃止する。

付 則

- 1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の日の前日までの勤務に係るこの条例による廃止前の港区立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例第六条から第八条までの規定については、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

（説明）

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十九号）の施行

による地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の一部改正により、会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、区立学校等に勤務する講師が会計年度任用職員として任用されることとなるため、本案を提出いたします。